

認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人は、平成 13 年に創設された制度です。

一定の基準を満たし、国税庁長官から認定を受けた認定 NPO 法人は、**税務上の優遇措置**を受けられました。しかし、その認定基準が厳しいため、認定 NPO 法人の数はなかなか増加しませんでした。

そこで、平成 23 年 6 月に NPO 法の改正及びそれに伴う租税特別措置法の改正が行われ、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。NPO 法第 44 条に、認定 NPO 法人について規定されています。

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

☆**実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿**

(ただし、条例個別指定の基準に適合する NPO 法人及び仮認定 NPO 法人は不要)

☆**認定基準に適合する旨を説明する書類**

☆**寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した認定申請書類**

主な改正点は、次の通りです。

- ・認定機関が、国税庁長官から都道府県等に変更
- ・パブリック・サポート・テスト(PST)基準の緩和
- ・設立 5 年以内の NPO 法人に PST を免除した仮認定制度の創設
- ・初めての認定申請に限り、実績判定機関を 5 年から 2 年に短縮

PST 基準の緩和や仮認定 NPO 法人制度の創設により、認定 NPO 法人制度のメリットが受けやすくなりました。

参考までに、認定 NPO 法人等(仮認定 NPO 法人を含みます。)に対する**税務上の優遇措置**とは、次の事項をいいます・

- ① 認定 NPO 法人のみなし寄附金の特例措置
- ② 認定 NPO 法人等へ寄附をした者への特例措置
- ③ 認定 NPO 法人に相続財産を贈与した場合の相続税非課税の特例措置

「等」がついているのは、②だけです。つまり、仮認定 NPO 法人には、①及び③の適用はありません。